

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人 志賀国際特許事務所 様 あて名 〒100-6620 日本国東京都千代田区丸の内一丁目9番2号		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 27.11.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 PC-26187		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/035387	国際出願日 (日.月.年) 25.09.2018	優先日 (日.月.年) 28.09.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B22F3/16(2006.01)i, B22F3/105(2006.01)i, B33Y10/00(2015.01)i, B33Y30/00(2015.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 大陽日酸株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 09.11.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 山本 雄一 電話番号 03-3581-1101 内線 3425	4E	3123

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-4, 6-8	有
	請求項	1, 5	無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-8	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-8	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2016-522312 A (マターファブ コーポレイション) 2016. 07. 28, 段落【0013】 - 【0066】, 図1-5 & WO 2014/144630 A1, 段落[0009]-[0062], 図1-5 & US 2014/0265048 A1 & CN 105188993 A
- 文献2 : JP 2016-52777 A (エスエルエム ソリューションズ グループ アーゲー) 2016. 04. 14, 段落【0007】 - 【0034】 & US 2016/0059309 A1, 段落[0007]-[0034] & CN 105382258 A
- 文献3 : JP 2000-117041 A (株式会社三和) 2000. 04. 25, 段落【0028】 - 【0030】 (ファミリーなし)
- 文献4 : JP 2004-217278 A (和田ステンレス工業株式会社) 2004. 08. 05, 段落【0002】 (ファミリーなし)

請求項1、5について

請求項1、5に記載された発明は、文献1により新規性・進歩性を有しない。

文献1には、プラットフォーム上に粉末材料を供給し、選択的にレーザを照射して焼結することで立体造形物を形成する造形装置について、ステンレス鋼、アルミニウム等の金属粉末材料が酸素、水分等で酸化されるのを防ぐために、粉末材料をカートリッジで保持し、カートリッジをアルゴン、窒素ガス等の不活性環境とすることで粉末材料が酸化するのを抑制すること、カートリッジを手動又は機械によってハウジング内に挿入し、ハウジング内でキャップを取り外してカートリッジから粉末材料を取り出せるようにすることが記載されている。

請求項2、6について

請求項2、6に記載された発明は、文献1～2により進歩性を有しない。

文献2には、原料粉末の残留湿気を除去するために、原料供給経路に乾燥手段を設けることが記載されている。

そして、文献1に記載の発明について、文献2に記載の発明を適用し、金属粉末が酸化されるのを防ぐために、カートリッジに乾燥手段を設けることで、水分による酸化を防ぐことは当業者であれば容易に想到し得る事項である。

(補充欄につづく)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 3、7 について

請求項 3、7 に記載された発明は、文献 1～3 により進歩性を有しない。

乾燥剤として塩化カルシウムを用いることは、文献 3 に記載されているように本願の出願前から周知の技術であり、文献 1 に記載の発明に適用することに格別の困難性はない。

請求項 4、8 について

請求項 4、8 に記載された発明は、文献 1～4 により進歩性を有しない。

文献 1 には、カートリッジをステンレスとすることが記載されている。

そして、ステンレスを貯蔵容器として用いる場合に、不動態被膜（パシベート処理被膜）を形成することは本願の出願前から周知の技術であり（例えば、文献 4 等参照）、文献 1 に記載の発明に適用することに格別の困難性はない。